

審第2057号-1
答申第609号
令和6年8月8日

千葉県企業局長 三 神 彰 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年11月16日付け企資第717号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第891号

平成29年10月17日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月11日付け企資第503-1～2号で行った行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県企業土地管理局長（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月11日付け企資第503号―2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月10日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、病院局や議会や国や県や市等からの文書、病院局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別

アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、次に掲げる文書を特定した。

(1) 本件決定1における対象文書

ア 固定資産等使用承認について（新規）（以下「本件対象文書1」という。）

イ 千葉県病院局による新しい医療センター建設に係る地質・測量調査の実施に伴う協力について（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 千葉県病院局による新しい医療センター建設に係る測量調査の実施に伴う協力について（以下「本件対象文書3」という。）

(2) 平成29年9月11日付け企資第503号—1で行った行政文書開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1及び本件決定2を合わせて「本件各決定」という。）における対象文書

ア 救急医療センター及び精神科医療センターの建替候補地について（以下「本件対象文書4」という。）

イ 救急医療センター・精神科医療センターの施設整備について（以下「本件対象文書5」といい、本件対象文書1から本件対象文書5までを合わせて「本件各対象文書」という。）

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、本件各決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、平成29年10月17日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

電子メールなどの電磁的記録も特定すべきである。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条2号、3号に該当しないか、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、条例10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 本件と同一内容で開示請求した件で病院局経営管理課から開示された文書には、本件で特定された文書以外の文書も本件実施機関が保有していることを示すものが含まれていた。少なくともその文書を特定すべきである。

イ 一体的整備事業は、大事業であるから、本件で特定された文書で特定し尽くされているとは、到底考えられない。

ウ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

エ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 抗議

弁明書は、殆ど中身のないものであり、あるはずの文書がないことにされた経緯が一切明らかになっておらず、説明責任を全うしているとは到底言えないものである。担当課は、詳細な弁明を作成して提出すべきである。審査請求人は、その弁明に反論する用意がある。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件開示請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件各決定を行った。

(2) 対象行政文書の内容

ア 本件対象文書1は、病院局から建設候補地の災害対策調査を実施するに際し当用地の使用承認の申請に対し、企業庁がその承認を行った文書である。

イ 本件対象文書2は、病院局が新しい医療センター建設に係る地質・測量調査を実施するにあたり、建設予定地の一部が〇〇〇〇株式会社への貸付予定地となっていたため、企業土地管理局が同社に対し病院局が実施する地質調査等に協力を依頼した文書である。

ウ 本件対象文書3は、病院局が新しい医療センター建設に係る地質・測量調査を実施するにあたり、建設予定地の一部が〇〇〇〇株式会社への貸付予定地となっていたため、企業土地管理局が同社に対し病院局が実施する地質調査等に協力を依頼した文書である。

エ 本件対象文書4は、病院局から平成21年7月17日付け病経管第506号により救急医療センター及び精神科医療センターの建替候補地として、企業庁所有地の譲渡に関する意向の照会があったことから、企業庁がその回答を行った文書である。

オ 本件対象文書5は、病院局から救急医療センター及び精神科医療センターの建設候補地について、災害対策調査を実施すること等の依頼の文書である。

2 処分の理由

(1) 開示決定について

本件対象文書4及び本件対象文書5は、不開示情報が記録されていなかったことから、開示したところである。

(2) 部分開示決定について

ア 本件対象文書1中、氏名、電話番号は条例第8条第2号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

イ 本件対象文書2中、氏名は条例第8条第2号に、また、同文書中、法人印及び個人事業主印は、条例第8条第3号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

ウ 本件対象文書3中、氏名は条例第8条第2号に、また、同文書中、法人印及び取引先情報は、条例第8条第3号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(3) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1記載の氏名、電話番号、本件対象文書2記載の氏名及び本件対象文書3記載の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(4) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書2中及び本件対象文書3中の印影は、請求等の重要書類に使用されるものであって、公にされると偽造されること等により、事業運営上その他正当な利益を害するおそれが、また、本件対象文書3中記載の取引先情報は、法人の取引に関する情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

3 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、企業土地管理局資産管理課には特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件各決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号、第3号に該当しない、また、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する旨主張する。

しかしながら、対象行政文書に記載の不開示部分は、個人に関する情報、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であることから、条例第8条第2号又は第3号にそれぞれ該当する。また、条例第8条第2号及び第3号のただし書きの全てに該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、本件不開示情報は、いずれも条例第10条に該当すると主張する。
- しかしながら、公益上特に必要があるとは認められないため、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりであり、その内容は、上記第4 1(2)のとおりである。

2 不開示部分

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載の各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消して、請求した情報は、全て開示するよう主張していることから、不開示部分に係る本件決定1の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 氏名（本件対象文書3の図面に記載されたものを除く。）及び携帯電話番号

氏名（本件対象文書3の図面に記載されたものを除く。）及び携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 法人の代表者の印影

法人の代表者の印影は、普通資産貸付申請書等が、当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別

の管理がされているものと推認され、公にすることにより、当該印影が偽造され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 土地家屋調査士の印影

土地家屋調査士の印影は、地積測量図に押捺されているところ、地積測量図は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第121条第1項及び不動産登記令(平成16年政令第379号)第21条第1項の規定により、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、全部又は一部の写しの交付を請求することができる登記簿の附属書類である。

それらの写しの交付に当たり、土地家屋調査士の印影は交付対象から除外されているとは認められない。

そうすると、地積測量図に押捺された土地家屋調査士の印影は、当該図面を当該土地家屋調査士が作成したことを示す認証的機能を有するものであるが、土地家屋調査士は上記のような不動産登記法等の法令及び写しの交付の際の実情を十分に認識し、印影を含む当該図面が不動産登記法等の法令に従って何人に対しても写しが交付されるものであることを前提に印を押捺しているものというべきである。

このような事実関係の下では、本件地積測量図に押捺された土地家屋調査士の印影を公にすることによって、当該土地家屋調査士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

(4) 本件対象文書3の図面に記載された氏名及び取引先情報

ア 図面に記載された氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当する。

しかしながら、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該図面に記載された氏名は、建築計画概要書に記載されたものと同一であるとのことであった。

そうすると、図面に記載された氏名は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第

1 1 条の 3 の規定により、建築計画概要書で何人も閲覧できる情報であるから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

したがって、当該情報は、条例第 8 条第 2 号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、図面に記載された取引先である法人の情報も、建築計画概要書に記載されたものと同一であるとのことであった。

そうすると、図面に記載された取引先情報は、建築基準法等の規定により、建築計画概要書で何人も閲覧できる情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該情報は、条例第 8 条第 3 号イに該当せず、開示すべきである。

3 本件決定 2 及び本件請求の対象となる行政文書の特定

審査請求人は、全部開示決定である本件決定 2 を含め、本件各決定の取り消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れを主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において、上記第 3 3 (1) のとおり主張している。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件請求に記載された千葉県救急医療センター、千葉県精神科医療センター及び千葉県精神保健福祉センターの一体的整備に関し、実施機関が病院局経営管理課に施行した文書又は同課から収受した文書は、本件各決定で特定した文書の外に保有していないとのことであった。

(2) また、病院局経営管理課が審査請求人に開示した文書を当審査会の事務局職員が見分したところ、当該文書に関係して実施機関が同課に施行した文書又は同課から実施機関が収受した文書は、いずれも本件各決定で特定されていることが認められ、それ以外の文書を実施機関が保有していることを明らかに示す記載は認められなかった。

(3) さらに、当審査会が本件請求に係る行政文書について、実施機関に再度探索を求めたが、本件各決定で特定された文書を除き、請求対象となる行政文書は発見され

なかった。

(4) したがって、本件各決定で特定した行政文書の外に本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

実施機関が、本件決定1で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月16日	諮問書の受付
平成29年12月19日	反論書の写しの受付
令和4年12月23日	審議
令和5年6月29日	審議

別表

番号	対象文書	不開示部分	開示すべき部分
1	本件対象文書1	氏名及び携帯電話番号	
2	本件対象文書2	氏名、法人の代表者の印影 及び土地家屋調査士の印影	土地家屋調査士の印影
3	本件対象文書3	氏名、法人の代表者の印影 及び取引先情報	図面に記載された氏名及び 取引先情報

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳織	弁護士	部会長職務代理者
久保 隼哉	弁護士	
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)